

大田市下水道等排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第22号

大田市下水道等排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則
大田市下水道等排水設備指定工事店規則（平成18年大田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「〔注〕法人の場合は会社印を押印すること。」を削る。

様式第2号、様式第4号、様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。